

令和5年度林野庁補助事業

木材需要の創出・輸出力強化対策のうち「クリーンウッド」実施支援事業のうち

業種・品目別の合法性確認手引き作成

令和5年度
業種・品目別の合法性確認手引き作成
報告書

令和6年3月

一般社団法人 全国木材組合連合会

はじめに

この報告書は、令和5年度「業種・品目別の合法性確認手引き作成」の成果概要を記述したものである。

当会では、違法伐採問題に対処するため、平成18年度から木材関係団体等の協力も得ながら「違法伐採総合対策推進事業」など関連事業に取り組んできた。林野庁が平成18年に定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき、現在では全国149の認定団体から認定を受けた約12,000の事業者が合法木材を供給している。また、平成28年5月に、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」が成立し、合法木材を取り巻く環境も大きな転機を迎えることとなった。クリーンウッド法の中で、新たに登録制度が創設され、現在全国で650を超える事業者がすでに登録している。

この事業では、特に国産原木を素材生産販売事業者から購入する製材工場等の第一種木材関連事業者がクリーンウッド法で求められる合法性確認の際に使用できる「クリーンウッド法における国産原木の合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き」を作成した。作成に当たっては、宮崎大学農学部の藤掛一郎教授に多大なるご協力をいただいた。また、試験運用の実施にあたり、現地で多くの関係者にご対応いただいた。皆様に、この場を借りて御礼申し上げたい。

本報告書がクリーンウッド法に基づく合法性確認の参考となり、事業者の合法性確認能力の向上の一助になれば幸いである。

令和6年3月

一般社団法人 全国木材組合連合会

令和5年度「クリーンウッド」実施支援事業のうち
業種・品目別の手引き作成
報告書 目次

はじめに

第1章 事業の概要 1

第2章 手引きの作成 2

第3章 専門委員会での検討 3

第4章 運用試験（ヒアリング）の実施 5

巻末資料 9

クリーンウッド法における国産原木の合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き

第1章 事業の概要

この事業では、主に、国内の木材流通の最上流にあたる第一種木材関連事業者のうち樹木の所有者（立木購入を行った素材生産事業者を含む）から直接原木を譲り受けて加工、輸出又は販売を行う製材所等の木材加工事業者等を対象とした、「国産原木の合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き」を作成した。

作成に当たっては、専門家による検討・助言を受けた。また、現地ヒアリング（運用試験）を行い、現場の声を「国産原木の合法性確認のためのチェックリスト」（以下、「チェックリスト」）等に反映させた。

手引きの構成、手引き作成過程における事業実施内容は、以下のとおり。

1 手引きの構成

手引きは、本文（手引きの目的、対象者・対象物品、合法性確認の方法、記録保存と販売先への書類提供等）、チェックリスト、フローチャートから構成される。本文で、チェックリスト、フローチャートの見方、使用方法、使用上の注意点等についての説明を記載している。（完成した手引きは、巻末に掲載）

2 専門委員会での検討

作成に当たっては、令和5年度『『クリーンウッド』実施支援事業のうち専門委員会の設置・運営』（林野庁委託事業）で設置された専門委員会での検討・助言を受けた。（詳細は、第3章に記載）

3 運用試験（ヒアリング）の実施

この手引きを実際に現場で使いやすいものとするため、チェックリストを使用する上での課題、現状の合法性確認の実態について、直接事業者等から聞き取りを行いながら現場の実情を把握する運用試験（ヒアリング）を実施し、チェックリストの改良を行った。（詳細は、第4章に記載）

第2章 手引きの作成

この事業では、主に、クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）に基づき国内の木材流通の最上流にあたる第一種木材関連事業者のうち、樹木の所有者（立木購入を行った素材生産事業者を含む）から直接原木を譲り受けて加工、輸出又は販売を行う製材所等の木材加工事業者等を対象とした、「国産原木の合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き」を作成した。この手引きは、令和3年度『『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国リスク情報活用に向けた調査』（林野庁委託事業）（以下、令和3年度事業）で作成した手引き（輸入材を含む全ての第一種木材関連事業者を対象としたもの）を基にしている。

作成に当たっては、素材生産事業者や木材流通の事情に精通した国立大学法人宮崎大学農学部森林緑地環境科学科教授の藤掛一郎氏に専門家としてアドバイスをいただきチェックリストの項目内容等を検討した。また、前述の令和3年度事業における手引きの作成を担当し、またクリーンウッド法にも精通している公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）主任研究員の鮫島弘光氏に手引き作成の協力を依頼した。

第3章 専門委員会での検討

作成に当たっては、令和5年度『クリーンウッド』実施支援事業のうち専門委員会の設置・運営（林野庁委託事業）で設置された専門委員会において、この手引きの内容が適切であるかを検討し、助言を受けた。

専門委員会の構成メンバーは下記のとおり

＜氏名及び所属・役職＞（順不同、敬称略）

- 立花敏（国立大学法人筑波大学生命環境系 准教授）：座長
- 藤掛一郎（国立大学法人宮崎大学農学部森林緑地環境科学科 教授）
- 岩永青史（国立大学法人名古屋大学大学院生命農学研究科 准教授）
- 相馬真紀子（公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 森林グループ長）
- 山ノ下麻木乃（公益財団法人地球環境戦略研究機関 IGES ジョイント・プログラムディレクター）
- 岡田清隆（日本木材輸入協会 専務理事）
- 原田隆行（日本製紙連合会 常務理事）
- 池田直弥（一般社団法人日本林業経営者協会 専務理事）
- 森田一行（日本特用林産振興会 専務理事（木材流通専門家））

また、専門委員会の開催日と検討内容は下記のとおり（会場はいずれも都内）

第1回 令和5年9月26日（火）

国産原木の合法性の確認のためのチェックリストについて検討

第2回 令和5年12月18日（月）

前回の議論等を踏まえたチェックリスト、フローチャートについて検討

第3回 令和6年2月20日（火）

手引き全体について検討

各委員会では、委員から以下のような発言があり、それに基づき手引き、チェックリスト、フローチャートの修正を行った。

【第1回委員会】

- ・①契約時・納品時それぞれでチェックリストが必要ではないか。②チェックリストには、国産材原木の調達先に対して提供を求める事項の補足情報がいくつも列挙されていると、それを見た事業者は負担に感じる。
- ・チェックリストについては、この中でどの書類が揃っていれば他の書類が不要になるかということや、載っている情報は全て揃っていないなくても問題ないといったことを記載すると確認する側の負担が減る。

・チェックリストについて、内容が非常に細かいため事業者にとって負担になると感じた。

【第2回委員会】

・チェックリスト冒頭で、収集した書類等について、申請者、発行者、期限、発行日等が妥当なものであるかを確認したことをチェックさせる形にしてはどうか。

・「契約時」という記載があるところは、「受入開始時」や「素材の搬入開始時」といった表現を検討いただきたい。

・チェックリストの「調達する原木が法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報」に関しては、いずれかの書類にチェックがつかなければ合法性確認ができたと判断してはいけないのではないか。

・フローチャートの手順3「リスク緩和措置」が、「追加情報チェックリスト」に対応するのであれば、対応関係が分かるようにして欲しい。

・フローチャートにある「取扱回避」は、「追加情報チェックリスト」を経たうえで取り扱いを回避するという選択肢もあるということが分かるように記載すべき。

【第3回委員会】

・事業者側も考慮して、齟齬があった場合でも、重大な瑕疵でなければ、追加情報チェックリストを使う前にリスク評価をしてしまう、とする方が事業者を受け入れられやすいのではないか。

・日本製紙連合会では、各製紙会社がどのように合法性を確認しているかを示した書類を作っている。来年度の検討内容になると思うが、このような書類が数年間保存されているのであれば、毎回チェックリストを使わなくても良くなるのではないか。

・このチェックリストは、全木連がその会員の事業の実態に合わせて作成しているので、他の団体がそのまま使うことはできないと考える。各団体が「自分で考える」プロセスが重要。

第4章 試験運用（ヒアリング）の実施

作成に当たっては、実際に現場で使用してもらえるものにするため、事業者等に面談し、試験的な運用を兼ねて使用する際の課題等の聞き取りを行った。実施日と面談先は以下のとおり。

実施日と面談先

2024（令和6）年1月30日（火）～31日（水）

- 秋田県木材産業協同組合連合会（以下、「県産協」）
- 秋田県素材生産流通協同組合（以下、「県素協」）
- アスクウッド／秋田製材協同組合（以下、「製材協」）
- 大館市役所産業部林政課（以下、「大館市」）
- 秋田原木市場株式会社（以下、「原木市場」）

調査者

全木連（安永、加藤（30日のみ）、下堂）、IGES（鮫島）

実施結果概要

上記の事業者、団体に出向き、チェックリスト（以下、CL）及びフローチャートの説明をしたうえで、これを用いる際の課題・疑問点、現状の合法性の確認状況等についてヒアリングを行った。得られた意見、情報に基づきチェックリストの改良を行った。

手引全般について

- この手引きは CW 法の登録事業者のみが対象であり、認定事業者は対象外との誤解があった。→（対応策）手引き本体（P.4）に手引きの対象者が明確になるよう記述した。
- CL の字はもう少し大きくしてほしい。裏表にするのはどうか。判断基準も書いて欲しい。→（対応策）文字サイズを大きくした。判断基準は手引き本体に記述した。
- 事業者に CL 案を見せた時、実際には手引きで求めている（＝CL に沿った）手順が既に行われているにも関わらず、「（既存の手順に加え）新たに CL もつけなければならない」という印象を与え、負担感が示されることが多かった。また「この CL を使用することのみが CW 法の求める合法性確認である」との誤解を与えるおそれを感じた。→（対応策）手引き本体に本手引きが事業者の参考となるものであることを明確に記述した。

①調達先に関する情報

- 県内の大手事業者は合法性証明ありの原木のみを受け入れているが、それに加えて年1度、前年度調達先の一部の、特定の時期に搬入された原木について、伐採届、森林所有者との契約書などの提出を求めている。

②調達する国産材原木が我が国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報

- 素材生産業者が伐採届を販売先に提出することはそれほど難しくない。届を出して伐採するよう指導している。
- 調達する全ての原木について、ガイドラインに基づく合法性証明（納品書に記載、各社別々の様式）と、行政手続書類等（伐採届、国有林との契約書、山主との契約書等）の2つを提出させてファイリングしている。
- 納品書には現場名（＝土場）が記載されていることがあるが、一つの現場は複数の伐採地を含むことがある。
- コロナ対策等で、市産の原木を取り扱う市内の製材工場に対し、運賃の補助を行い、その要件として伐採届等の行政手続書類を提出させることにした。
- 2条森林以外の樹木の伐採についても市に届出をしてもらい「確認通知書」を出している。無届の伐採は存在しない。
- 2条森林以外の樹木の伐採については地権者との契約書で対応している。

③合法性確認のタイミング

- 納入伝票に合法証明が書いてあるのでそれをチェックしている。契約書、伐採届は毎回ではなく定期的にチェックしている。
- 初めての取引先とはこのような CL を使うことは有効だと思うが、取引実績がたくさんあっても、トラック 1 台ごと／納品書毎にこの CL を使わなければならないのは負担。

④合法性確認の対象単位

- 一部の大手事業者は、県素協に原木供給の取りまとめを依頼。それぞれ統一の様式の納品書（合法木材であることが明記）で納品され、写しの一部は県素協にも送られ、事業者のクラウドで確認できる体制となっている。

⑤その他

契約の形態について

- 契約書を交わさずに直接原木市場に持っていくことはあまりない。
- 素材生産業者と契約書は結んでいない。搬入前に連絡があり、FAX で伐採届等を送ってもらう。

市町村の対応（大館市での聞き取りによる）

- 伐採届等の手続きは国の指導もあるので市町村の窓口でしっかりやっている。
- 市町村の担当者の知識の違いが大きい。
- 伐採届（素材生産事業者、森林所有者の署名あり）に対し伐採届適合通知書を全て出している。申請者のほとんどは素材生産事業者。伐採地が不明な場合など、現場にも行くこともある。
- 森林法の改正に応じ、境界が分かる書類や隣接所有者の署名、売買契約への

境界確認をした旨の記載などもしてもらっている。

所見：

- 事業者へ CL 案を見せた時、実際には手引きで求めている（＝CL に沿った）手順が既に行われているにも関わらず、「（既存の手順に加え）新たに CL もつけなければならない」という印象を与え、負担感が示されることが多かった。また「この CL を使用することのみが CW 法の求める合法性確認である」との誤解を与えるおそれを感じた。そのため、手引きの趣旨はあくまでも「手順」を行うことを求めることであり、それは既に多くの事業者によって行われていることを記載した方が良いと思われた。その上で、まだ行っていない事業者に対し、CL を例として示すこととした。
- 手引きの対象が明確になるように、登録／非登録、認定／非認定に関わらず、国産材を取り扱う全ての第一種木材関連事業が対象であることを明記することとした。



左上から時計回りに、県素協、製材協、原木市場、大館市役所での聞き取り

巻末資料

クリーンウッド法における
国産原木の合法性確認（デュー・デリジェンス）
手引き

令和6年3月

一般社団法人全国木材組合連合会

目次

1.	本手引きの目的	3
2.	リスクに基づく合法性確認.....	3
2.1.	国産原木の違法伐採リスク	4
3.	本手引きの対象事業者・対象物品.....	4
3.1.	対象事業者.....	4
3.2.	対象物品	5
4.	合法性確認の実施に向けた体制の整備	5
5.	合法性確認の方法.....	5
5.1.	手順1：契約時又は受入開始時の情報収集とリスク評価	7
5.1.1.	情報収集	7
5.1.2.	契約時又は受入時のリスク評価	9
5.2.	手順2：搬入時のリスク評価及び最終的な合法性の確認.....	10
5.3.	手順3：リスク緩和措置	12
5.3.1.	追加的な情報収集及び違法伐採リスクの再評価	12
5.3.2.	取扱いの回避.....	13
6.	記録保存と販売先への書類提供	14
6.1.	記録保存	14
6.2.	販売先への書類提供.....	14
7.	資料：参考サイトのQRコード	14

1. 本手引きの目的

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「クリーンウッド法」という。）」は、地球環境の保全に資するため、法令に適合して伐採された木材等（以下「合法伐採木材等」という。）の流通及び利用を促進することを目的としています。

クリーンウッド法では、木材関連事業者が、合法伐採木材等か否かの確認（以下、「合法性確認」という。）を行うための基準を定めています。合法性確認の方法については、令和4年度に林野庁から「クリーンウッド法における合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き」（以下、「林野庁 DD 手引き」という。）が公表されています。本手引きは、事業者の利便性を考慮し、林野庁 DD 手引きを参考に、国産原木の合法性確認に特化したものです。

クリーンウッド法に基づく合法性確認は、既に国内の多くの木材関連事業者によって通常の商取引の一貫として実施されている内容を含んでいると考えられます。まずは、事業者自らが本手引きを参考に自社の商取引を見直し、合法性確認が適切に行われているかを確認することが重要です。実際の合法性確認にあたっては、本手引き掲載のチェックリストをそのまま利用することも可能ですが、自社の取引形態等に合わせたチェックリストを作成することも有効と考えられます。本手引きを参考に、多くの事業者が適切な合法性確認を行うことを願います。

2. リスクに基づく合法性確認

一般に、取り扱う木材の種類や調達先などにより、違法伐採リスクは大きく異なるため、リスクの大小に関わらず同じ手間をかけて合法性確認を行うと、事業者にとって過度な負担となったり、合法性確認が不十分となったりする可能性が生じます。このため効果的かつ効率的な合法性確認のためには、違法伐採リスクを評価し、リスクに応じて確認すべき書類や情報を判断する「リスクベースアプローチ」が有効です。

2.1. 国産原木の違法伐採リスク

我が国は、汚職が少なく¹、国内の違法伐採リスクは非常に低い²と国際的に評価されています。我が国でも故意か否かを問わず所有者に無断で伐採が行われる事例（無断伐採）が発生していないわけではありませんが、林野庁による調査結果³において、近年では無断伐採の報告件数の減少がみられます。また輸入木材等と比較して、国産原木は、森林所有者や素材生産事業者から原木市場や木材加工事業者等までのサプライチェーンが短いことも特徴です。

これらのことから、本手引きでは国産原木の違法伐採リスクは一般的に低いことを前提とし、国産原木を取り扱う第一種木材関連事業において事業者に行う合法性確認の手法を示しています。

3. 本手引きの対象事業者・対象物品

3.1. 対象事業者

本手引きは主に、国内の木材流通の最上流にあたる第一種木材関連事業⁴を行う事業者のうち、樹木の所有者（立木購入を行った素材生産事業者を含む）から直接原木を譲り受けて加工、輸出又は販売を行う製材所等の木材加工事業者や流通事業者及び自ら所有する樹木の原木の加工又は輸出を行う事業者を対象としています。その他、樹木の所有者から直接原木の譲受け等をする上述以外の事業者についても、この手引きを参考にすることが可能と考えられます。

¹ NGO トランスペアレンシー・インターナショナルが公表している腐敗認識指数<<https://www.transparency.org/en/>>でも最も汚職の少ない A クラスと評価されています。

² 英国王立国際問題研究所（チャタムハウス）の情報提供サイト「森林ガバナンスと合法性」<<https://forestgovernance.chathamhouse.org/countries/japan>>

森林管理協議会（FSC）の「リスク評価プラットフォーム」<<https://connect.fsc.org/document-centre/documents/resource/359>>

NGO プリファードバイネチャーの「ソーシングハブ」<<https://preferredbynature.org/sourcinghub/timber/timber-japan>>

NGO フォレスト・トレンドズの「違法森林減少と関連取引リスク」<https://www.forest-trends.org/idad_countries/japan/>

³ <https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/keikaku/230724.html>

⁴ <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html>

なお、本手引きは、クリーンウッド法に基づく登録や、林野庁ガイドライン⁵の合法木材供給事業者認定を受けているか否かにかかわらず、活用することができます。

3.2. 対象物品

本手引きは国産の原木を対象とします。

4. 合法性確認の実施に向けた体制の整備

クリーンウッド法では、木材関連事業者が取り組むべき事項（努力義務）として、体制の整備が定められています。合法性確認の適切な実施のためには、体制の整備として合法性確認の手順や判断基準をあらかじめ整理しておくことが有効であり、本手引きで示すチェックリストを活用することができると考えています。

また、合法性が確認できた木材等として販売するためには、合法性が確認できた木材等とできなかった木材等を分別して管理する必要があります⁶。具体的には、物理的な区画のほか、テープ等での明示、時間的な区分等が挙げられます。合法性が確認できた木材のみを調達する事業者の場合は、分別管理の体制を整備する必要はありません。

5. 合法性確認の方法

本手引きでは、木材等の合法性確認の方法について、フローチャート（図）で示しているとおおり、以下の3手順に分け、チェックリストを活用する方法を示します。

手順1：契約時又は受入開始時に違法伐採リスク評価のための情報を収集し、リスク評価を行う

手順2：都度の搬入時に、リスク評価を行う

手順3：手順1又は2の結果、リスクが無視できるレベルと判断できなかった場合、追加的情報収集とリスク再評価を行う、又は取扱を回避する

またこれらの手順で行った合法性確認の記録を保存することは、違法伐採リスクに対する取組を行った証拠を残すという観点からも、自社の合法性確認の精度を向上させ、必要に応じてその手順を見直すためにも重要です。

⁵ <https://www.goho-wood.jp/>

⁶ 木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（以下「判断基準省令」という。）第6条

クリーンウッド法における 国産原木の合法性確認手順フローチャート

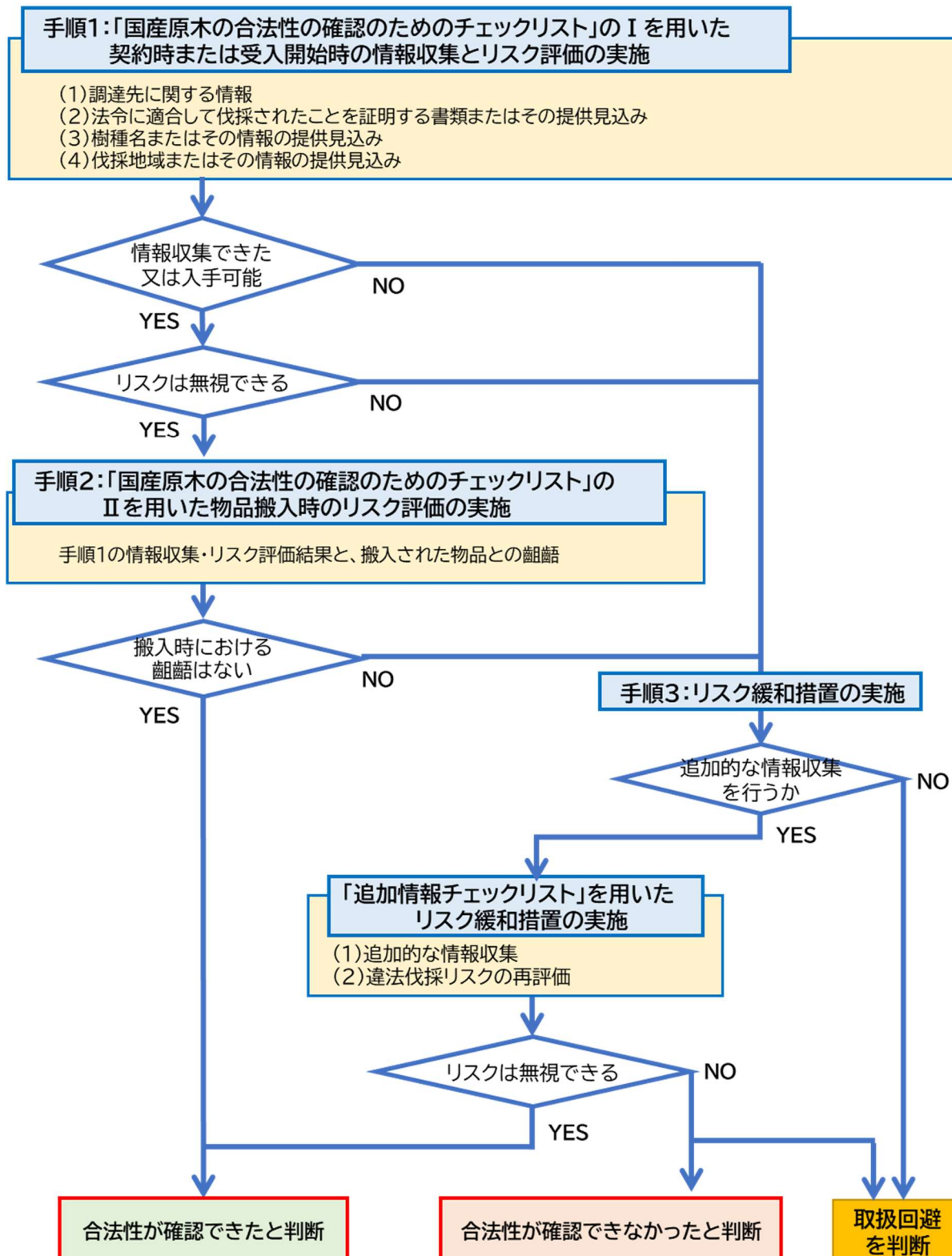


図 合法性確認手順フローチャート

5.1. 手順1：契約時又は受入開始時の情報収集とリスク評価

手順1では、「国産原木の合法性の確認のためのチェックリスト」の「I 契約時又は受入開始時の情報収集とリスク評価」のための情報収集とリスク評価を行います。

各項目に設けた「自由記載欄」は参照した情報、特記事項等を具体的に記載することに活用できます。また、事業体において、木材等に関する情報や参照情報が別途整理されている場合は「自由記載欄」に別途整理している情報に紐付くように管理することも有効と考えられます。

5.1.1. 情報収集

(1) 総論

合法性確認に使用する書類等は、申請者、発行者、期限、発行日等が適正なものである必要があります。保管期間が長期にわたる木材等もあることから、発行日が古いことのみをもって、違法性のリスクが高いとは言えませんが、調達先への聞き取りや記録の確認によって適正なものか確認することが有効です。適正であれば大項目「収集した書類等は、申請者、発行者、期限、発行日等が適正なものです」にチェックすることができます。

No.	確認内容	自由記載欄
I. 契約時または受入開始時の情報収集とリスク評価		
1 総論		
<input type="checkbox"/>	収集した書類等は、申請者、発行者、期限、発行日等が適正なものです	

(2) 調達先に関する情報

適切な調達先の選定は、違法伐採リスクを減らす重要なポイントです。具体的には、①調達先との契約書、②調達先に合法性に関する認証等の情報、③取引実績や調達先が公開している情報の活用が考えられます。なお、調達先が自社の場合、法令に適合して伐採することについても自社が責任を持っているため、書類を取得する必要はありません。チェックリストに示すこれら5項目のいずれか1つにチェックがあれば、大項目「調達先の選定等を適切に行いました」にチェックすることができます。

2 調達先に関する情報	
<input type="checkbox"/> 調達先の選定等を適切に行いました（以下、根拠となるものにチェック）	
素材生産事業者から調達する場合 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 素材生産事業者と「合法的に伐採された原木を供給する」旨の契約等を結んでいます <input type="checkbox"/> 素材生産事業者とは取引実績があり、原木の合法性に関し、これまで問題になったことはありません <input type="checkbox"/> 素材生産事業者は、合法性に関する何らかの認証（森林認証等）、認定（合法木材供給事業者認定等）、登録等を受けている事業者です <input type="checkbox"/> 素材生産事業者は、原木の合法性に関する行動規範や、取組等について公表しています 	
<input type="checkbox"/> 調達先は自社です（自社ないし他者が所有する樹木を自社の素材生産部門が伐採した原木、自社の所有する樹木を他社に委託して伐採させた原木の調達を含む）	

（3）調達する原木に関する情報

原木に関する情報は契約時や受入開始時に入手できない可能性もありますが、いつ、どのような情報を入手できるかの見込みをあらかじめ明らかにしておく、合法性確認を円滑に進めることができます。

① 法令に適合して伐採されたことを証明する書類

チェックリストには法令に適合して伐採されたことを証明する書類として、①行政手続書類、②第三者認定に関する書類、③その他の書類に分けて例示しています。森林認証（FSC⁷や SGEC/PEFC⁸）や林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定等の第三者認定に関する書類の場合、調達事業者に対する認証ではなく、調達する原木に対する証明書を確認する必要があります。また、独立した証明書の形で提供される場合に加え、納品書等に木材の合法性を証明する文言が記載されている場合もあります。その他の書類については、除伐木や農地・宅地の樹木、街路樹の伐採といった森林法等に基づく行政手続不要の伐採に活用することが有効です。

証明書については、複数入手可能なケースが考えられますが、全て入手しなければ合法性確認ができないわけではありません。事業者は違法伐採リスクに応じて収集する証明書を選ぶこととなります。

証明書等のいずれか一つにチェックが入れば、大項目「調達する原木が我が国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報を取得しました 又は 取得する見込みがあります」にチェックすることができます。

②伐採地及び樹種

⁷ <https://jp.fsc.org/jp-ja>

⁸ <https://sgec-pefcj.jp/>

伐採地は証明書を発行する行政機関の単位が目安ですので、都道府県や市町村レベルの情報を入手します。樹種名は、通常取引で使用される樹木の名称です。国産の原木については、伐採造林届に用いる樹種名⁹で差し支えありません。これらの情報は納品書、契約書に記載されている場合がありますが、樹種名については納入後、目視等によって直接確認することもできます。

伐採地及び樹種が明らかになった場合は、大項目「伐採地及び樹種の把握ができています 又は 把握する見込みがあります」にチェックすることができます。

3 調達する原木が法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報	
<input type="checkbox"/> 調達する原木が法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報を取得しました 又は 取得する見込みがあります (以下、取得又は取得する見込みの証明書等をチェック)	
【行政手続書類】 <input type="checkbox"/> 伐採造林届(適合通知書又は確認通知書を含む) <input type="checkbox"/> 森林経営計画(森林経営計画の認定書を含む) <input type="checkbox"/> 林地開発許可書 <input type="checkbox"/> 保安林(保安施設地区)内立木伐採許可決定通知書等 <input type="checkbox"/> 国有林野事業に関する契約書等 【第三者認定に関する書類】 <input type="checkbox"/> 森林認証(FSCやSGEC、PEFC)の第三者機関による認証等に基づく 証明書 <input type="checkbox"/> 林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの 合法性証明書 <input type="checkbox"/> (伐採に係る法令手続の遵守を担保する)地域材証明制度に基づく 証明書 【その他の証明書等に関する書類】 ※行政手続書類や第三者認定に関する書類に加えて又はこれらの書類が入手できない場合に収集 <input type="checkbox"/> 樹木の所有者が発行、またはその同意を得た、法令に適合して伐採したことの自主証明 <input type="checkbox"/> 工事の元請け等が発行した、法令に適合して伐採したことの証明書(工事契約書等) <input type="checkbox"/> その他(自由記載欄に具体的に記載)	
4 調達する原木の伐採地及び樹種に関する情報	
<input type="checkbox"/> 伐採地及び樹種の把握ができています 又は 把握する見込みがあります	

5.1.2. 契約時又は受入時のリスク評価

チェックリストのIに基づき、違法伐採リスク評価を行います。どの項目にチェックが付けば違法伐採リスクが無視できるレベルと評価するかの基準としては、1(総論)から4(調達する原木の伐採地及び樹種に関する情報)のそれぞれ4つの大項目のボックスにチェックある場合が考えられますが、事業者自身が基準を任意で設定することもできます。

違法伐採リスクが無視できると評価した場合は、次に物品搬入時のリスク評価(手順2)を行います。無視できるレベルと評価できなかった場合は、「違法伐採り

⁹ すぎ、ひのき、まつ(あかまつ、くろまつ)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他針葉樹、ぶな、くぬぎ、その他広葉樹

スクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました」にチェックし、リスク緩和措置（手順3）を行います。

5.2. 手順2：搬入時のリスク評価及び最終的な合法性の確認

搬入時に、実際に納品された原木や納品書等と手順1で入手した情報に齟齬があるか確認します。搬入が複数回にわたる場合、搬入時毎にチェックリストを準備することも考えられますが、一枚のチェックリストで複数の搬入について記録することも可能です。

確認の結果、齟齬がなければ、「違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できた」と最終判断を行います。齟齬が大きく、違法伐採リスクが無視できないレベルと評価した場合には、リスク緩和措置（手順3）を行います。

なお、合法性確認を行った原木の材積や数量については、搬入の都度確認を求めものではありませんが、取引の完了や証明書が切り替わるタイミングで書類との齟齬がないか確認し、次回の取引相手の選定等に活用すること（PDCA サイクル）が重要です。

II. 物品搬入時のリスク評価	
<input type="checkbox"/>	証明書等、伐採地、樹種について、見込みどおり、相互に齟齬のない物品が搬入されたことを確認しました
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？	
<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました
<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました → 【追加情報収集チェックリスト】又は取扱い回避へ

国産原木の合法性の確認のためのチェックリスト

記入日： 年 月 日

取引内容： _____

取引相手： _____

担当者： _____

責任者： _____

社内管理番号： _____

No.	確認内容	自由記載欄
I. 契約時または受入開始時の情報収集とリスク評価		
1 総論		
<input type="checkbox"/>	収集した書類等は、申請者、発行者、期限、発行日等が適正なものです	
2 調達先に関する情報		
<input type="checkbox"/>	調達先の選定等を適切に行いました（以下、根拠となるものにチェック）	
素材生産事業者から調達する場合		
<input type="checkbox"/>	素材生産事業者と「合法的に伐採された原木を供給する」旨の契約等を結んでいます	
<input type="checkbox"/>	素材生産事業者とは取引実績があり、原木の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	
<input type="checkbox"/>	素材生産事業者は、合法性に関する何らかの認証（森林認証等）、認定（合法木材供給事業者認定等）、登録等を受けている事業者です	
<input type="checkbox"/>	素材生産事業者は、原木の合法性に関する行動規範や、取組等について公表しています	
<input type="checkbox"/>	調達先は自社です（自社ないし他者が所有する樹木を自社の素材生産部門が伐採した原木、自社の所有する樹木を他社に委託して伐採させた原木の調達を含む）	
3 調達する原木が法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報		
<input type="checkbox"/>	調達する原木が法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報を取得しました 又は 取得する見込みがあります（以下、取得又は取得する見込みの証明書等をチェック）	
【行政手続書類】		
<input type="checkbox"/>	伐採造林届（適合通知書又は確認通知書を含む）	
<input type="checkbox"/>	森林経営計画（森林経営計画の認定書を含む）	
<input type="checkbox"/>	林地開発許可書	
<input type="checkbox"/>	保安林（保安施設地区）内立木伐採許可決定通知書等	
<input type="checkbox"/>	国有林野事業に関する契約書等	
【第三者認定に関する書類】		
<input type="checkbox"/>	森林認証（FSCやSGEC、PEFC）の第三者機関による認証等に基づく証明書	
<input type="checkbox"/>	林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書	
<input type="checkbox"/>	（伐採に係る法令手続の遵守を担保する）地域材証明制度に基づく証明書	
【その他の証明書等に関する書類】		
※行政手続書類や第三者認定に関する書類に加えて又はこれらの書類が入手できない場合に収集		
<input type="checkbox"/>	樹木の所有者が発行、またはその同意を得た、法令に適合して伐採したことの自主証明	
<input type="checkbox"/>	工事の元請け等が発行した、法令に適合して伐採したことの証明書（工事契約書等）	
<input type="checkbox"/>	その他（自由記載欄に具体的に記載）	
4 調達する原木の伐採地及び樹種に関する情報		
<input type="checkbox"/>	伐採地及び樹種の把握ができています 又は 把握する見込みがあります	
5 その他の確認項目（任意で設定）		
<input type="checkbox"/>		
II. 物品搬入時のリスク評価		
<input type="checkbox"/>	証明書等、伐採地、樹種について、見込みどおり、相互に齟齬のない物品が搬入されたことを確認しました	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？		
<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました	
<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました → 【追加情報収集チェックリスト】又は取扱い回避へ	

5.3. 手順3：リスク緩和措置

手順1又は2において合法性が確認できなかったと判断した原木について、リスク緩和措置（手順3）を実施します¹⁰。手順3としては、リスクを減らすための措置である「追加の情報収集に基づく違法伐採リスクの再評価」及びリスクを完全に避けるための措置である「取扱いの回避」が挙げられます。リスク緩和措置を行うことにより、合法性確認の精緻化、確実な合法伐採木材の確保を達成することが期待されます。

5.3.1. 追加的な情報収集及び違法伐採リスクの再評価

追加の情報収集では、手順1又は2で収集できなかった情報の再収集や収集した情報の再精査も含め、取り扱う木材等に関する情報を改めて収集します。この際、合法性確認チェックリストの中でチェックできなかった項目を踏まえて、どのような情報を新たに収集するのかを検討することが重要です。「追加情報収集チェックリスト」には追加の情報収集の方法を例示しています。「自由記載欄」に具体的に行った追加の情報収集や違法伐採リスクの評価について、後から分かるような記載がすることが有効です。個別の状況に応じた対応が必要となることから、事業者の創意工夫によってチェックリストに例示されていない情報収集を行うことも十分に考えられます。

追加の情報収集及び収集した情報の評価に基づき、手順1及び2と同様に、総合的なリスクの再評価とそれに基づく合法性確認の再判断を行います。違法伐採リスクが無視できると評価できた原木は、合法性が確認できたと判断することができます。リスクが無視できないと評価した原木は、合法性が確認できなかったと判断することとなります。

¹⁰ 判断基準省令第3条

追加情報収集チェックリスト

社内管理番号： _____

	合法性確認 チェックリストの 項目番号	自由記載欄
1. 取引関係者について		
<ul style="list-style-type: none"> 直接の調達先やさらに川上の事業者、樹木の所有者等に追加情報を求める 例：森林所有者から素材生産事業者までの取引関係の確認 業界団体、同業他社、専門家、研究機関、市民団体等に問い合わせる 調達先や伐採を担う事業者が過去に問題を起こしたことはないか、地方自治体等に対して照会する その他（具体的に記載）： 	Iの2	
2. その他の情報について		
<ul style="list-style-type: none"> 問い合わせや訪問調査を行う 例： <ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者と調達先(素材生産事業者)間の立木売買契約書、伐採受託契約書の確認 伐採地の登記簿謄本の確認 所有権を示す書類の確認 隣接所有者からの境界確認同意書の確認 クリーンウッド・ナビに掲載されている情報を活用する 証明書等に記載されている地方自治体に対し、実際に届出が行われた又は発行した書類であるかどうかや、伐採地の状況等を照会する 伐採地の衛星データ等を確認する その他（具体的に記載）： 	Iの1, 3~4、II	

上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？

<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました	
<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました	

5.3.2. 取扱いの回避

手順1又は2のリスク評価の結果、追加的な情報収集を行うまでもなく違法伐採リスクが無視できないと判断された場合、当該原木の取扱いそのものを回避することが考えられます。また、追加的な情報収集を行ってもなおリスクが無視できないと評価した原木についても取り扱いを回避することが考えられます。

取扱いの回避は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進する観点から重要な選択肢の一つですが、コストのかかる手段であるという側面もあります。

6. 記録保存と販売先への書類提供

6.1. 記録保存

クリーンウッド法では、合法性の確認に関する以下の記録を5年間保存することが努力義務として定められています¹¹。

(1) 法令に適合して伐採されたことを証明する書類

(2) 合法性の確認に関する記録

(1) については、手順1で収集した書類、(2)については、事業者の任意の形式で対応することが可能ですが、チェックリストの記録が相当します。

6.2. 販売先への書類提供

第一種木材関連事業において木材等の販売等を行う場合（消費者への販売の場合を除く）、以下の情報を提供することが努力義務として定められています¹²。

(1) 合法性の確認を行った旨及び合法性の確認ができた場合にはその旨

(2) クリーンウッド法第8条に基づく木材関連事業者の登録、その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく登録、認証又は認定を受けている者である場合にはその旨

7. 資料：参考サイトの QR コード

クリーンウッドナビ



合法木材ナビ



FSC



SGEC/PEFC



各サイトの URL は本文脚注に記載

¹¹ 判断基準省令第5条

¹² 判断基準省令第4条

林野庁補助事業

令和5年度
業種・品目別の合法性確認手引き作成
報告書

2024（令和6）年3月

一般社団法人全国木材組合連合会
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6F
TEL：03-3580-3215 FAX：03-3580-3226
URL：<https://www.zenmoku.jp>